

令和3年6月25日

催事主催者様

取消料金減免期間の延長について

(公財)アクロス福岡
施設サービスグループ

令和3年6月18日付け「6月21日以降のまん延防止等重点措置期間における施設のご利用制限等について」でご案内させていただきました施設予約取消料金の減免期間が延長となりましたのでお知らせさせていただきます。

1. 取消料金減免期間の延長について

対象期間：令和3年8月31日（火）までのご利用日分について
取消料金を減免させていただきます。

2. 施設のご利用制限等について

令和3年6月18日付けでご案内させていただきました「6月21日以降のまん延防止等重点措置期間における施設のご利用制限等について」が引き続き適用されます。

適用期間は下記となっております。それ以降の施設のご利用制限等につきましては、福岡県から通知があり次第お知らせします。

適用期間：令和3年7月11日（日）まで（まん延防止等重点措置終了までの期間）

本件に関するお問合せ先
(公財)アクロス福岡 施設サービスグループ
TEL：092-725-9113 / FAX：092-725-4621
E-mail：riyou@acros.or.jp